

参画対象の名	参画対象の内容	参画の方法	実施時期	実施結果	担当部署
花巻市文化財保存活用地域計画	市内各地域の文化財及びその周辺の総合的な保存・活用を図るとともに、文化財を通じた地域の活性化に資するための基本的な計画	関係団体からの意見聴取 (花巻市文化財保存活用地域計画策定協議会)	①令和5年2月10日 ②令和5年5月15日 ③令和5年7月24日 計3回	①出席者数9名 意見49件 ②出席者数8名 意見25件 ③出席者数9名 意見3件	教育部 文化財課
		関係団体からの意見聴取(花巻市文化財保護審議会)	①令和5年3月22日 ②令和5年8月21日 計2回	①出席者数9名 意見7件 ②出席者数7名 意見5件	
		パブリックコメント	令和5年 6月1日から 7月1日 30日間	・意見件数0件 ・素案閲覧者数109件 備付47件 ホームページ62件	
花巻市市民参画条例	花巻市まちづくり基本条例第12条第2項の規定に基づき、市民の参画に関する基本的な事項を定める。 花巻市まちづくり基本条例第12条第1項では、本市におけるまちづくりに関する重要な計画の策定及び変更並びに条例等の制定改廃は、市民が自らの意思で参画できる方法を用いて、意思表明をする機会が保障されており、市民参画条例は市民参画についての基本的な事項を規定するもの。	審議会その他の附属機関における委員の公募 (花巻市市民参画・協働推進委員会)	①令和5年4月14日 ②令和5年7月31日 ③令和5年11月2日 計3回	①出席者数13名 意見等なし ②出席者数11名 質問3件、意見1件 ③出席者数13名 意見なし	地域振興部 地域づくり課
		パブリックコメントの実施 (花巻市市民参画条例(素案)パブリックコメント)	令和5年 5月10日から 6月8日 30日間	・意見件数3件(3名) ・素案閲覧件数335件 備付34件 ホームページ301件	

令和 5 年度 市民参画報告書

担当部署：教育部文化財課

担当者：里館 いづみ 内線（9-30-353）

1 参画の対象について記入してください。

対象の名称	花巻市文化財保存活用地域計画	計画等の策定日（制定日）	令和5年12月15日
対象区分	市の基本構想、基本計画その他の基本的な事項を定める計画の策定又は変更		
対象の内容	<p>【目的】市内各地域の文化財及びその周辺の総合的な保存・活用を図るとともに、文化財を通じた地域の活性化に資するため策定 【内容】市区域における文化財（未指定を含む）の保存及び活用に関する基本的な方針と、保存及び活用を図るために市が講ずる措置の内容、文化財を把握するための調査に関する事項 【計画期間】令和6年度～令和13年度 【関係法令】文化財保護法</p>		

2 実施した方法の詳細について記入してください。

	当初予定	実施内容	方法①	当初予定	実施内容
方法①	その他適切と判断される方法	その他適切と判断される方法	結果公表の方法及び時期	市ホームページの協議会の開催結果をもって公表とする。（令和5年3月、6月、8月）	市ホームページの協議会の開催結果をもって公表とした。（令和5年3月6日、7月21日、7月28日）
名 称	花巻市文化財保存活用地域計画策定協議会（関係団体からの意見聴取）	花巻市文化財保存活用地域計画策定協議会（関係団体からの意見聴取）			
周知方法及び時 期	開催日の2週間以上前に郵送により通知する。	開催日の2週間以上前に郵送により通知した。			
実施の時期(日時)場所及び回数等の内訳	令和5年2月、5月、7月（3回）	①令和5年2月10日（金） 10時～正午 石鳥谷総合支所 大会議室 ②令和5年5月15日（月） 14時～15時30分 石鳥谷総合支所 3-2・3-3会議室 ③令和5年7月24日（金） 14時～14時30分 石鳥谷総合支所 3階 大会議室 以上の3回開催		○市民参画により効果があったことを記入してください	様々な立場の委員から意見を聴取して計画に反映させることで、内容をより深めることができた。 文化財保護法によって、計画作成の過程においては協議会から意見を聴取することとされており、その条件を満たすことができた。
対象者（対象地域）	花巻市文化財保存活用地域計画策定協議会委員10名 内訳：文化財有識者2名、経済学有識者1名、広域観光担当1名、文化財管理者1名、地域コミュニティ代表1名、行政担当（岩手県）1名、民俗芸能統括団体代表1名、行政担当（花巻市）2名	花巻市文化財保存活用地域計画策定協議会委員10名 内訳：文化財有識者2名、経済学有識者1名、広域観光担当1名、文化財管理者1名、地域コミュニティ代表1名、行政担当（岩手県）1名、民俗芸能統括団体代表1名、行政担当（花巻市）2名		○予定を変更して実施した場合はその内容と理由を記入してください	「結果公表の方法及び時期」について、1回目は予定通りに実施できたが、2回目の協議会の会議結果の事務手続きが遅くなつたため、公表が7月となつてしまつた。また、3回目の協議会については、会議結果が早めに完成したため、当初予定の8月ではなく7月中旬に公表したもの。
実施結果意見提出者数・提出件数等		①出席者数9名 意見49件 ②出席者数8名 意見25件 ③出席者数9名 意見3件		○反省点があれば記入してください	おおむね当初の計画通りに進めることができたが、第2回の会議結果の公表が遅れた。
				○市民参画の実施に当たつて改善点があれば記入してください	

方法①

対象の名称 花巻市文化財保存活用地域計画

2 実施した方法の詳細について記入してください。

	当初予定	実施内容
方法②	その他適切と判断される方法	その他適切と判断される方法
名 称	花巻市文化財保護審議会（関係団体からの意見聴取）	花巻市文化財保護審議会（関係団体からの意見聴取）
周知方法及び時 期	開催日の2週間以上前に郵送により通知する。	開催日の2週間以上前に郵送により通知した。
実施の時期(日時)場所及び回数等の内訳	令和5年3月、8月（2回）	<p>①令和5年3月22日（水） 14時～15時45分 石鳥谷総合支所 大会議室</p> <p>②令和5年8月21日（月） 14時～15時 石鳥谷総合支所 大会議室</p> <p>以上の2回開催</p>
対象者(対象地域)	花巻市文化財保護審議会委員10名（全員が学識経験者） 内訳：建造物分野1名、考古・民俗担当1名、民俗担当1名、歴史（郷土史）担当1名、近代史担当1名、自然（植物）担当2名、歴史担当1名、地質担当1名、歴史（美術・工芸）担当1名	花巻市文化財保護審議会委員10名（全員が学識経験者） 内訳：建造物分野1名、考古・民俗担当1名、民俗担当1名、歴史（郷土史）担当1名、近代史担当1名、自然（植物）担当2名、歴史担当1名、地質担当1名、歴史（美術・工芸）担当1名
実施結果意見提出者数・提出件数等		<p>①出席者数9名 意見7件</p> <p>②出席者数7名 意見5件</p>

方法②	当初予定	実施内容
結果公表の方法及び時期	市ホームページの協議会の開催結果をもって公表とする。（令和5年4月、9月）	市ホームページの協議会の開催結果をもって公表とした。（令和5年6月2日、11月30日）

3 実施した方法の自己評価を記入してください。

○市民参画により効果があったことを記入してください

関係団体として、多様な分野の学識経験者から意見を聴取して計画に反映させることで、より内容を深いものにすることができた。
文化財保護法によって、計画作成の過程においては文化財保護審議会から意見を聴取することされており、その条件を満たすことができた。

○予定を変更して実施した場合はその内容と理由を記入してください

「結果公表の方法及び時期」について、1回目は会議録の作成に時間を要し、5月末に完成したため、公開が6月となった。2回目は会議結果の事務手続きが遅くなつたため、公開が11月となってしまった。

○反省点があれば記入してください

おおむね当初の計画通りに進めることができたが、全体を通して会議結果の公表が遅れた。

○市民参画の実施に当たつて改善点があれば記入してください

方法②

対象の名称 花巻市文化財保存活用地域計画

2 実施した方法の詳細について記入してください。

	当初予定	実施内容
方法③	パブリックコメントの実施	パブリックコメントの実施
名 称	花巻市文化財保存活用地域計画（素案） パブリックコメント	花巻市文化財保存活用地域計画（素案）に関するパブリックコメント
周知方法 及び 時 期	広報はなまき令和5年5月15日号に掲載するとともに、市ホームページ、SNS、FMはなまき、有線放送により周知する。素案については、当課及び総合政策部総務課、各総合支所地域振興課、各振興センター、各市立図書館、まなび学園、各保健センター、花巻市博物館、花巻市総合文化財センターに備え付ける。	広報はなまき令和5年6月1日号に掲載するとともに、市ホームページ、SNS、FMはなまき、有線放送により周知した。素案については、当課及び総合政策部総務課、各総合支所地域振興課、各振興センター、各市立図書館、まなび学園、各保健センター、花巻市博物館、花巻市総合文化財センターに備え付けた。
実施の時 期(日時) 場所及び 回数等の 内訳	令和5年6月1日から令和5年7月1日 (31日間)	令和5年6月1日から令和5年7月1日 (31日間)
対象者 (対象 地域)	全市民	全市民
実施結果 意見提出 者数・提 出件数等	意見提出者数〇人 意見件数〇件 素案閲覧者数109件 (うち備付素案47件、ホームページ62件)	

	方法③	当初予定	実施内容
	結果公表 の方法 及び時期	市ホームページに掲載する。(令和5年8月)	令和5年7月19日に市ホームページに掲載するとともに、当課及び総合政策部総務課、各総合支所地域振興課、各振興センター、各市立図書館、まなび学園、各保健センター、花巻市博物館、花巻市総合文化財センターに備え付けた。

3 実施した方法の自己評価を記入してください。

○市民参画により効果があったことを記入してください

意見の提出がなかったため、計画の内容に反映させるには至らなかった。
文化財保護法によって、計画作成の過程においては住民の意見を反映させるために必要な措置を講じることとされており、その条件を満たすことができた。

○予定を変更して実施した場合はその内容と理由を記入してください

「周知方法及び時期」について、当初は広報はなまき5月15日号に掲載する予定であったが、広報掲載期限に間に合わなかったため、次号の6月1日号に掲載することとした。

○反省点があれば記入してください

広報はなまきへの掲載が当初の予定より遅れたことで、パブリックコメント実施前の周知期間が短くなった。

○市民参画の実施に当たって改善点があれば記入してください

方法③

対象の名称 花巻市文化財保存活用地域計画

市民参画実施チェック項目

1 市民参画の方法について（2つ以上的方法を組み合わせるものとし、実施済の市民参画はすべて記載すること）

意向調査 パブリックコメント 意見交換会 ワークショップ 審議会その他の附属機関における委員の公募 上記のほか適切と判断される方法(関係団体等からの意見聴取・市民会議の開催)

2 周知方法について（意向調査を除き、広報・ホームページ・SNSに掲載するほか、必要に応じて次の方法を活用し十分な周知を図るもの。）

広報 ホームページ SNS FMはなまき 有線放送 報道機関への発表 公共施設等への資料備付 その他適当と認める方法()

3 パブリックコメントを行う場合について

意見の提出期間は、30日以上となっているか。実施期間 令和5年6月1日～令和5年7月1日まで31日間（特別な事情により期間を短く設定する場合は、事前に地域づくり課へ協議すること。）

計画等の公表場所及び方法は適切か広報 ホームページ SNS FMはなまき 有線放送 報道機関への発表 公共施設等への資料備付 その他適当と認める方法()

市民参画職員チーム評価内容

総合評価	改善の余地があるとした項目と理由
<input checked="" type="checkbox"/> 適切である	<input type="checkbox"/> 方法 <input type="checkbox"/> 周知 <input type="checkbox"/> 実施時期・場所等 <input type="checkbox"/> 対象者(対象地域) <input type="checkbox"/> 結果公表
<input type="checkbox"/> 改善の余地あり	

市民参画・協働推進委員会評価内容

総合評価	改善の余地があるとした項目と理由
<input type="checkbox"/> 適切である	<input type="checkbox"/> 方法 <input type="checkbox"/> 周知 <input type="checkbox"/> 実施時期・場所等 <input type="checkbox"/> 対象者(対象地域)
<input checked="" type="checkbox"/> 改善の余地あり	<input checked="" type="checkbox"/> 結果公表

令和5年度 市民参画報告書

担当部署：地域振興部地域づくり課
担当者：藤村 真由美 内線（267）

1 参画の対象について記入してください。

対象の名称	花巻市市民参画条例	計画等の策定日（制定日）	令和5年12月7日
対象区分	特に必要と認められるもの		
対象の内容	<p>【目的】花巻市まちづくり基本条例第12条第2項の規定に基づき、市民の参画に関する基本的な事項を定める。 【内容】花巻市まちづくり基本条例第12条第1項では、本市におけるまちづくりに関する重要な計画の策定及び変更並びに条例等の制定改廃は、市民が自らの意思で参画できる方法を用いて、意思表明をする機会が保障されており、市民参画条例は市民参画についての基本的な事項を規定するもの。 【区分】特に必要と認められるもの 【議決日及び施行日】 令和5年12月7日制定 令和6年4月1日施行 【関係法令】花巻市まちづくり基本条例 </p>		

2 実施した方法の詳細について記入してください。

	当初予定	実施内容
方法①	審議会その他の附属機関における委員の公募	審議会その他の附属機関における委員の公募
名 称	花巻市市民参画・協働推進委員会	花巻市市民参画・協働推進委員会
周知方法 及び 時 期	開催日の2週間以上前に郵送により通知する。 (令和5年2月末、6月)	開催日の2週間以上前に郵送により通知した。
実施の時 期(日時) 場所及び 回数等の 内訳	令和5年3月、7月 2回	①令和5年4月14日 ②令和5年7月31日 ③令和5年11月2日 計3回
対象者 (対象 地域)	花巻市市民参画・協働推進委員会委員の構成は以下のとおり（15名） 公共的団体から推薦された者（農業協同組合、商工会議所、青年会議所、校長会、社会福祉協議会、地域婦人団体協議会、老人クラブ連合会、花巻市民活動ネットワーク協議会 8名）、学識経験を有する者（富士大学教授、コミュニティ会議[大迫・東和・石鳥谷] 8名）、学識経験を有する者（富士大学教授、コミュニティ会議[大迫・東和・石鳥谷] 4名）、公募委員（3名）	①令和5年4月14日（13名出席） 花巻市市民参画条例案及び同条例規則案について説明した。（意見なし） ②令和5年7月31日（11名出席） パブリックコメント実施結果後の修正案について説明した。（質問3件、意見1件） ③令和5年11月2日（13名出席） 議員説明会での意見を踏まえ、改めて市民参画条例案についての検討の結果について説明した。（意見なし）
実施結果 意見提出 者数・提 出件数等		

方法①	当初予定	実施内容
結果公表 の方法 及び時期	市ホームページに掲載する。 (令和5年4月、7月)	以下のとおり、市ホームページに掲載した。 ①令和5年5月2日 ②令和5年8月17日 ③令和5年11月20日

3 実施した方法の自己評価を記入してください。

○市民参画により効果があったことを記入してください
審議会では、これまで当市が行ってきた、まちづくり基本条例と市政への市民参画ガイドラインにより行ってきた市民参画に対する評価・検証をしていただき、他市が条例で定めている内容と不足はないとの評価をいただいた。こうした過程を通じて、当市と他市の市民参画について比較検討することができたこと、改めてまちづくり基本条例の制定に至るまでの経緯や規定されている内容、市民が意見表明する機会を保障する内容について検証する機会ともなった。
○予定を変更して実施した場合はその内容と理由を記入してください
パブリックコメントでいただいたご意見について、市として対応できる方法の検討に時間を要したこと。また、議員説明会でいただいたご意見を踏まえ、市民参画条例の制定を規定しているまちづくり基本条例の内容と制定に至るまでの経緯を改めて整理し、条例案の内容を再度検討したことから、計画では9月議会への上程を目指していたが、12月議会への上程に変更した。3回目の審議会を追加し検討結果について説明を行ったため、実施時期が遅れたもの。
○反省点があれば記入してください
特になし
○市民参画の実施に当たって改善点があれば記入してください
特になし

対象の名称 花巻市市民参画条例

2 実施した方法の詳細について記入してください。

	当初予定	実施内容
方法②	パブリックコメントの実施	パブリックコメントの実施
名 称	花巻市市民参画条例（素案）パブリックコメント	花巻市市民参画条例（素案）パブリックコメント
周知方法 及び 時 期	広報はなまき令和5年5月1日号に掲載するとともに、市ホームページ、SNS、FMはなまき、有線放送、報道機関への依頼により周知した。 条例素案については、当課及び総合政策部総務課、各総合支所地域振興課、まなび学園、各振興センター、花巻保健センター、各市立図書館に備え付けた。	広報はなまき令和5年5月1日号に掲載するとともに、市ホームページ、SNS、FMはなまき、有線放送、報道機関への依頼により周知した。 条例素案については、当課及び総合政策部総務課、各総合支所地域振興課、まなび学園、各振興センター、花巻保健センター、各市立図書館に備え付けた。
実施の時 期(日時) 場所及び 回数等の 内訳	令和5年5月上旬から6月上旬 30日間	令和5年5月10日から6月8日 30日間
対象者 (対象 地域)	全市民	全市民
実施結果 意見提出 者数・提 出件数等		<ul style="list-style-type: none"> ・意見件数 3件（3名） ・素案閲覧件数 335件 (備付34件、ホームページ301件)

方法②	当初予定	実施内容
結果公表 の方法 及び時期	市ホームページに掲載するとともに、花巻市市民参画・協働推進委員会において報告する。（令和5年7月）	市ホームページへ掲載した。（令和5年9月26日）

3 実施した方法の自己評価を記入してください。

○市民参画により効果があったことを記入してください
<ul style="list-style-type: none"> ・市ホームページのほかに市内各施設に備え付けた条例素案や資料について閲覧していただき、多くの市民に市民参画条例（素案）を通して市民参画の仕組みについてお示しできた。 ・パブリックコメントの実施方法についてのご提案をいただいたほか、協働のあり方や推進の方策など、今後の市民参画・協働の推進を検討する上で貴重なご意見をいただいた。
○予定を変更して実施した場合はその内容と理由を記入してください
パブリックコメントいただいたご意見について、市として対応できる方法の検討に時間を要したこと。また、議員説明会でいただいたご意見を踏まえ、市民参画条例の制定を規定しているまちづくり基本条例の考え方、制定経緯を改めて整理し、市民参画条例を制定する意義や考え方を再度確認した上で、条例案の修正に時間を要したことから、当初の予定よりもホームページへの掲載が遅れたもの。
○反省点があれば記入してください
特になし
○市民参画の実施に当たって改善点があれば記入してください
特になし

方法②

対象の名称 花巻市市民参画条例

市民参画実施チェック項目

1 市民参画の方法について（2つ以上的方法を組み合わせるものとし、実施済の市民参画はすべて記載すること）

意向調査 パブリックコメント 意見交換会 ワークショップ 審議会その他の附属機関における委員の公募 上記のほか適切と判断される方法(関係団体等からの意見聴取・市民会議の開催)

2 周知方法について（意向調査を除き、広報・ホームページ・SNSに掲載するほか、必要に応じて次の方法を活用し十分な周知を図るもの。）

広報 ホームページ SNS FMはなまき 有線放送 報道機関への発表 公共施設等への資料備付 その他適当と認める方法()

3 パブリックコメントを行う場合について

意見の提出期間は、30日以上となっているか。実施期間 令和5年5月10日～令和5年6月8日まで30日間（特別な事情により期間を短く設定する場合は、事前に地域づくり課へ協議すること。）

計画等の公表場所及び方法は適切か。 広報 ホームページ SNS FMはなまき 有線放送 報道機関への発表 公共施設等への資料備付 その他適当と認める方法()

市民参画職員チーム評価内容

総合評価	改善の余地があるとした項目と理由
<input checked="" type="checkbox"/> 適切である	<input type="checkbox"/> 方 法 <input type="checkbox"/> 周 知 <input type="checkbox"/> 実施時期・場所等 <input type="checkbox"/> 対象者(対象地域) <input type="checkbox"/> 結果公表
<input type="checkbox"/> 改善の余地あり	

市民参画・協働推進委員会評価内容

総合評価	改善の余地があるとした項目と理由
<input checked="" type="checkbox"/> 適切である	<input type="checkbox"/> 方 法 <input type="checkbox"/> 周 知 <input type="checkbox"/> 実施時期・場所等 <input type="checkbox"/> 対象者(対象地域) <input type="checkbox"/> 結果公表
<input type="checkbox"/> 改善の余地あり	